

三次市住宅リフォーム支援事業のご案内

市内に本店を有する建築業者を利用して住宅のリフォーム工事を行われる場合に、工事に要した経費の一部を補助します。

申請期間：令和7年5月7日（水）～21日（水）

申請方法：郵送で申請してください。 ※5月21日必着

申請先：〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市産業振興部商工観光課 宛

※申込多数の場合は、市が公開抽選を行い、補助対象者を決定します。

※先着順ではありませんので、申込の順番は補助金の交付決定に関係ありません。

【補助内容】

補助金額	工事金額の 10% 以内（上限額： 10万円 ） （※ただし、千円未満は切り捨てます）
補助対象者	次の①から④のすべてを満たす者。 ① 市内に住所を有し、現に居住している方 ② 納期限の到来した市税・料を完納している。（※世帯構成員全員） ③ 直近の過去3年度以内（令和4年度～令和6年度）に三次市リフォーム支援事業補助金の交付を受けていない方。 ④ 対象となる工事部分について、市又は国・県・その他公共団体等で実施する他の補助制度を受けていない。
補助の対象となる物件	市内に所有する自己の居住用の住宅 （※所有者の承諾を得ている場合は、配偶者、親または子から無償で借用している建物でも可能） <u>※現に居住していない住宅は対象になりません。</u>
補助対象工事 （いずれにも該当すること）	①住宅の本体部分の増改築・修繕・模様替えなど、その機能を維持または向上のために行う工事（※裏面参照） ② <u>補助金交付決定後に着工し、令和8年2月28日までに完了する工事</u> ③消費税額を除く工事金額が 50万円以上 の工事
工事を行う業者	・市内に本店を有する法人 ・市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主

◆◆◆◆ 対象となるリフォーム工事（例） ◆◆◆◆

改 築	1 住宅本体の一部を取り壊し建築する工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 （台所・浴室・トイレ・リビングの改修、間取りの変更など）
修 繕 模 様 替 え	1 住宅本体の修繕、模様替え工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 （壁紙張替え、屋根・床・天井の修繕など）
外 壁 塗 装	住宅本体の外壁塗装工事
屋根のふき替え	屋根のふき替え、防雨工事
増 築 工 事	1 住宅本体の一部（床面積）を増加させる工事 2 1の工事に伴う設備の導入または交換工事 （2階部分の建て増しなど）

※建築基準法に違反するリフォーム工事は認められません。

———— 補助の対象とならないもの（例） ————

- ・外構工事（門扉、塀、造園等）、納屋・倉庫・カーポート等の修繕、取り付け工事
- ・設備の設置・交換のみの工事（サッシ類）
- ・新築工事、解体のみの工事
- ・シロアリ駆除、ハウスクリーニング、電話回線等の配線工事
- ・什器、備品類の購入

※リフォーム工事の事前着工は認められません。補助金を受けようとする場合は、必ず補助金の交付決定を受けてから工事を開始してください。

※交付要件の確認のため、申請書に「個人情報閲覧に関する同意書」を添付してください。
また、必要に応じて他の書類等の提出を求めることがあります。

※以上の他にも補助金の交付について条件等があります。

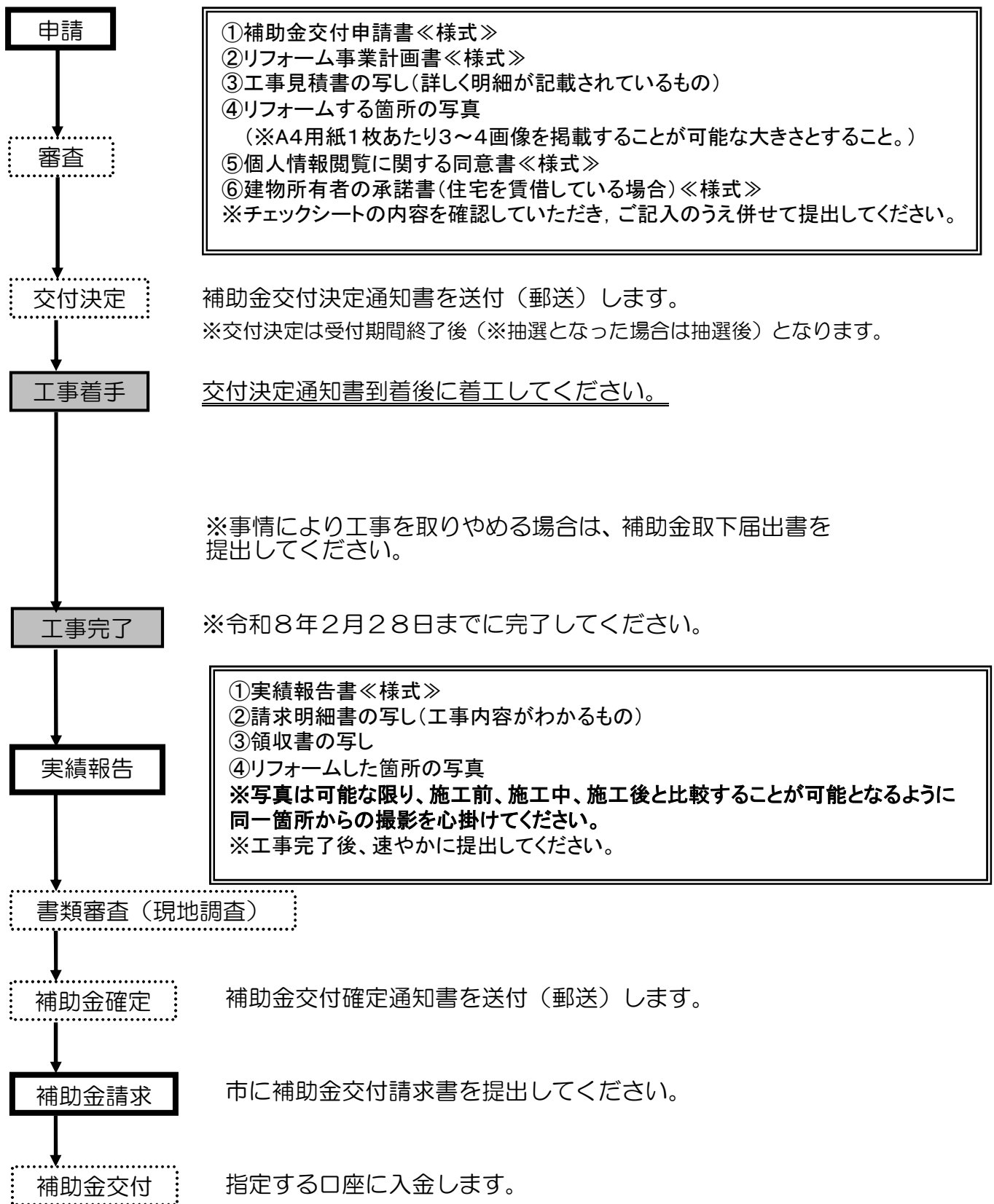
お 問 い 合 わ せ ・ お 申 し 込 み は

三次市 産業振興部 商工観光課

三次市十日市中二丁目8番1号

TEL : (0824) 62 - 6171 FAX : (0824) 64 - 0172

補助金の申請から交付までの流れ



申請 → 申請者が行う手続きです。

審査 → 市が行う手続きです。